

令和5年度

犬山市下水道事業経営戦略改定審議会  
(第2回)

— 第1回審議会の質問への回答および修正内容 —

犬山市 都市整備部下水道課

# 第1回審議会資料の修正点 (近隣市町、類似団体、処理場有無の区分)

- 「犬山市の近隣市町」「犬山市の類似団体」「処理場を有する犬山市の近隣市町および類似団体」へと区分を修正しました。

| 近隣市町 |           |          |
|------|-----------|----------|
| 市町名  | 処理区域内人口   | 処理場の保有状況 |
| 犬山市  | 51,758 人  | —        |
| 江南市  | 42,503 人  | —        |
| 小牧市  | 115,850 人 | —        |
| 岩倉市  | 33,746 人  | —        |
| 大口町  | 23,295 人  | —        |
| 扶桑町  | 16,965 人  | —        |

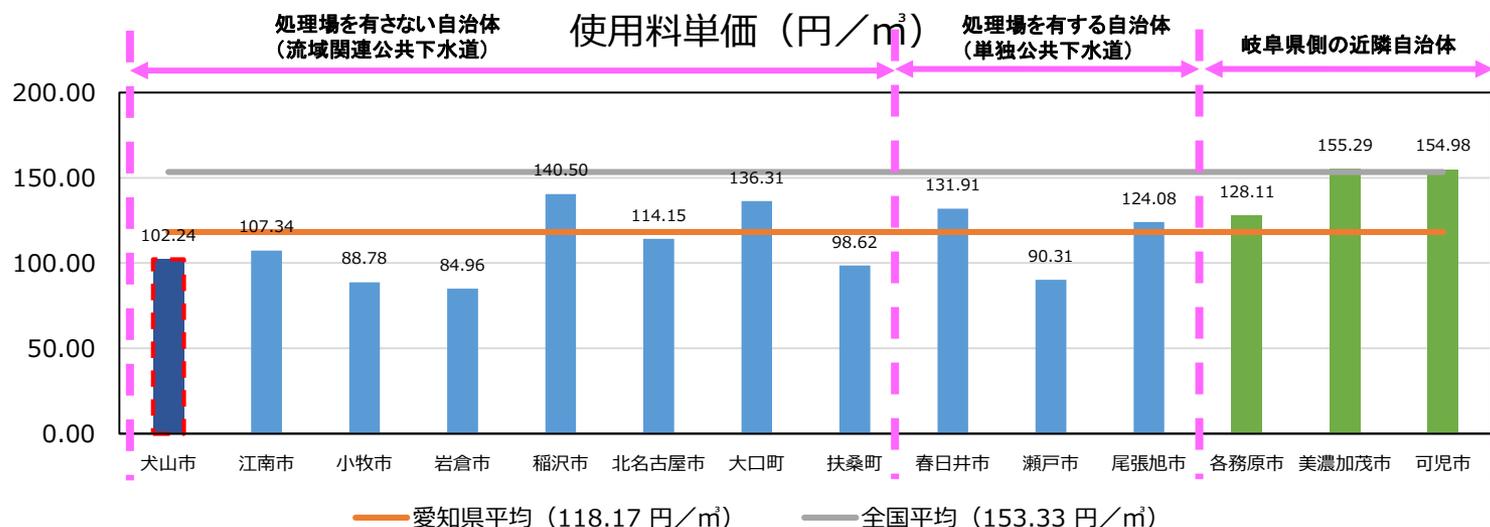
| 類似団体  |          |          |
|-------|----------|----------|
| 市名    | 処理区域内人口  | 処理場の保有状況 |
| 稲沢市   | 59,136 人 | —        |
| 北名古屋市 | 44,363 人 | —        |

| 処理場を有する近隣市町および類似団体 |           |          |
|--------------------|-----------|----------|
| 市名                 | 処理区域内人口   | 処理場の保有状況 |
| 春日井市               | 213,979 人 | 有        |
| 尾張旭市               | 70,980 人  | 有        |
| 瀬戸市                | 86,974 人  | 有        |

※出典:総務省 下水道事業経営指標  
令和3年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

# 犬山市近隣・類似自治体との比較 (使用量単価について)

- 犬山市の使用料単価は、102.24円/㎥であり、岐阜県の近隣市町村(128.11～155.29円/㎥)および岐阜県平均(158.45円/㎥)に比べ、安価である。(R3年度時点)
- 美濃加茂市、可児市については、使用料単価が犬山市の1.5倍程度である。(R3年度時点)



※出典：総務省 下水道事業経営指標 令和3年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

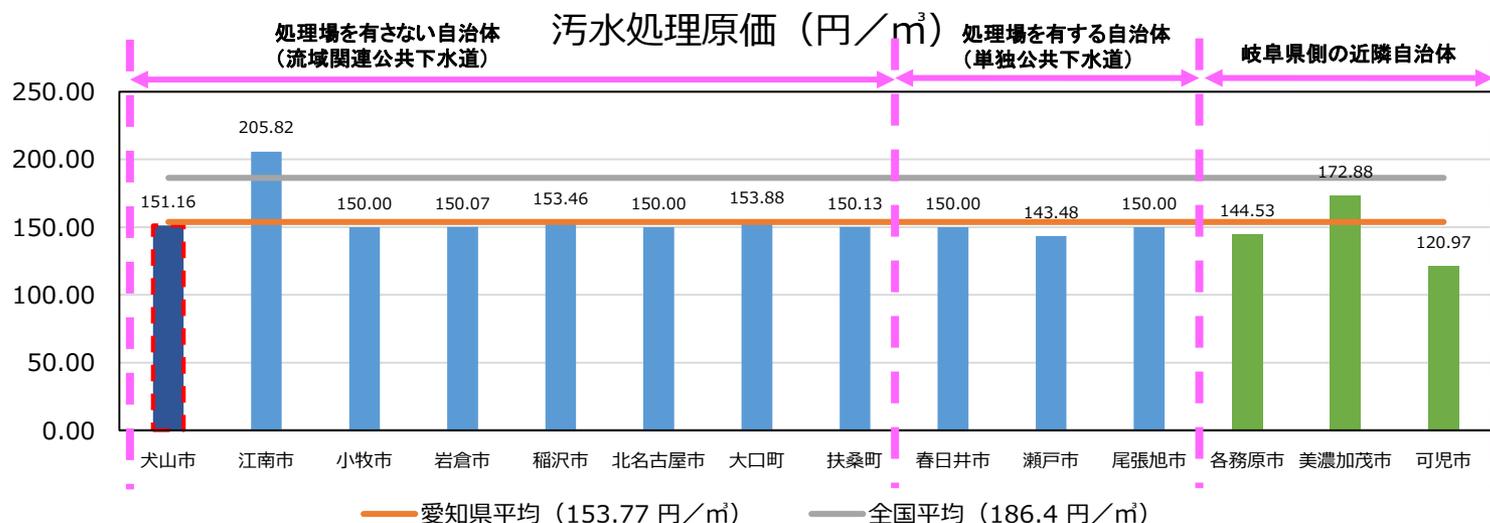
<下水道使用料単価とは>

下水道事業を運営していくために、下水道使用者より徴収している下水道使用料の1㎥あたりの単価

「使用料収入 ÷ 年間有収水量」より算出される。

# 犬山市近隣・類似自治体との比較 (汚水処理原価について)

- 犬山市の汚水処理原価は、151.16円/m<sup>3</sup>であり、岐阜県の近隣市町村(120.97~172.88円/m<sup>3</sup>)の平均程度である。(R3年度時点)
- 岐阜県平均(178.18円/m<sup>3</sup>)に比べ、安価である。(R3年度時点)



※出典:総務省 下水道事業経営指標 令和3年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

## <汚水処理原価とは>

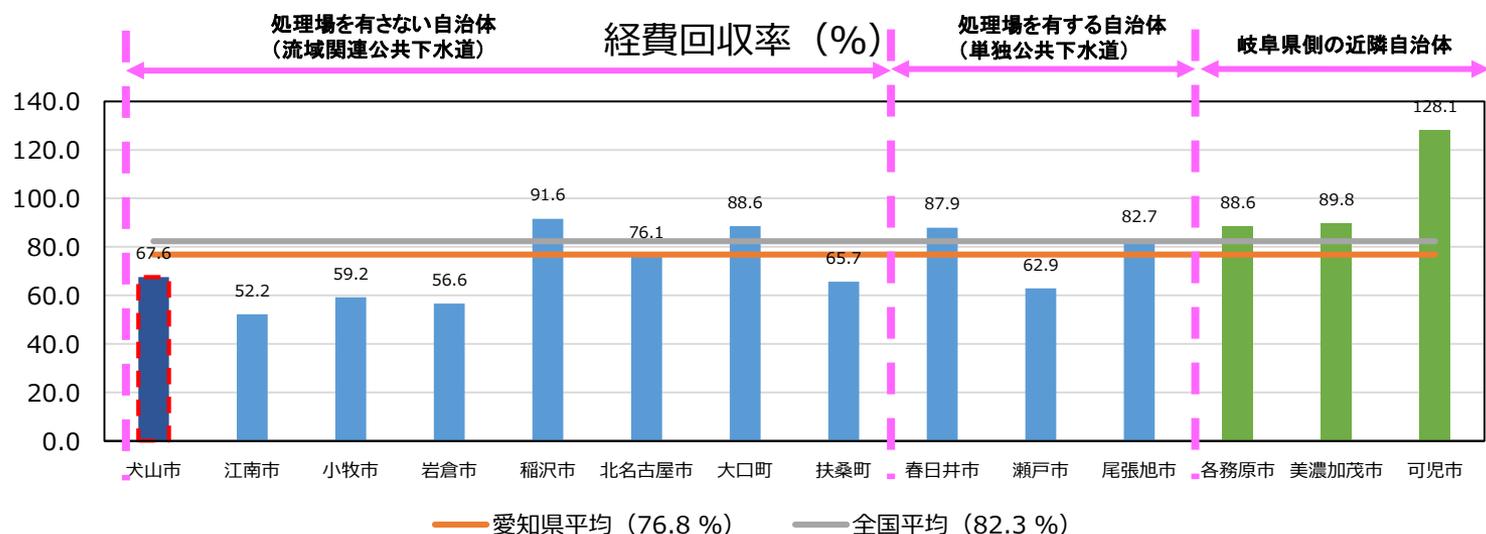
維持管理費など、1m<sup>3</sup>あたりの汚水を適切に処理するために要する**汚水処理費**

「汚水処理費 ÷ 年間有収水量」より算出される。

- ・汚水処理費は、『汚水資本費』と『維持管理費』から構成される。
- ・汚水資本費は、管きよを含む汚水処理施設の建設費のうち、使用料として回収すべき費用。
- ・維持管理費は、電気代や修繕費など、日常の下水道施設の維持管理に係る費用。

# 犬山市近隣・類似自治体との比較 (経費回収率について)

- 犬山市の経費回収率は、67.6%であり、岐阜県の近隣市町村(88.6~128.1%)および岐阜県平均(88.9%)に比べ、低い。(R3年度時点)



※出典:総務省 下水道事業経営指標 令和3年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要

## <経費回収率とは>

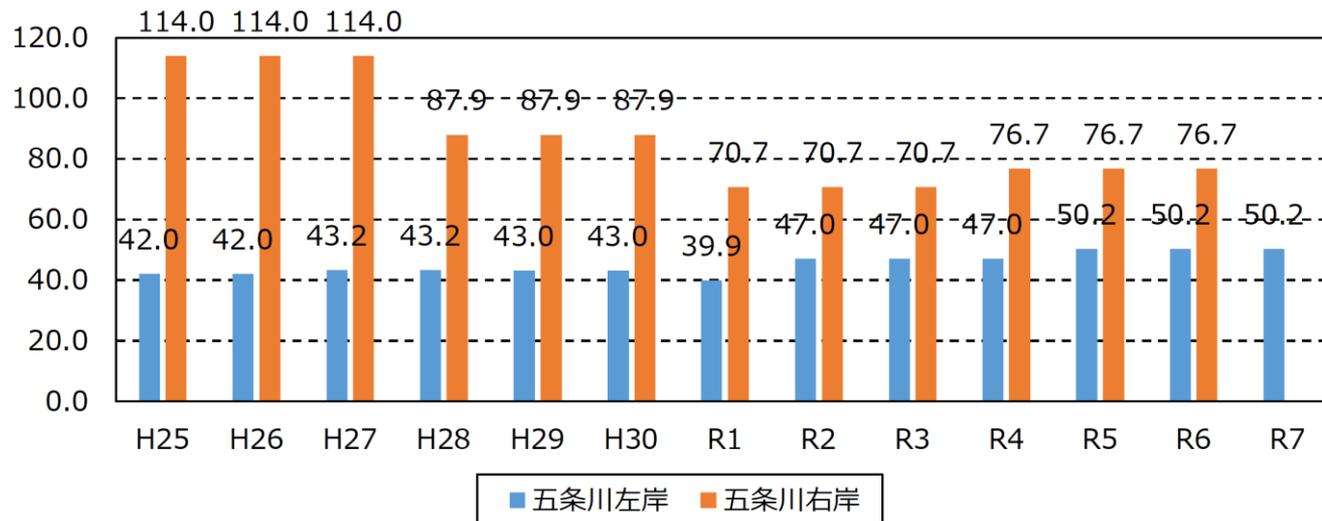
下水処理に要した費用(使用料で回収すべき費用)を、使用料収入で賄えている程度を表した指標

「使用料収入 ÷ 汚水処理費」より算出される。

# 維持管理負担金単価の推移と今後

- 維持管理負担金単価(円/m<sup>3</sup>)は、処理施設などの維持管理費の増減や、電気料金、汚泥を処理するための薬品代など、物価や経済状況の影響を受けるため、見通しが定かでない。
- H25～R5年度の維持管理負担金単価(円/m<sup>3</sup>)は、五条川左岸:39.9～50.2円/m<sup>3</sup>、五条川右岸:70.7～114.0円/m<sup>3</sup>で推移しており、五条川左岸、右岸共に、**R1年度より、増加傾向にある。**

維持管理負担金単価の推移 (円/m<sup>3</sup>)



※五条川右岸:R7年度以降、  
五条川左岸:R8年度以降は、未定である。

# 第1回審議会資料の修正点 (供用開始年数について)

● 供用開始を事業開始へと修正しました。(赤枠箇所)

